

株式会社の機関構造と業務執行体制

Organizational Institutions and Managerial Systems in Stock Corporation

石 山 卓 磨

I はじめに

わが国の会社法が定める株式会社の機関構造と各機関が行う業務執行の内容は複雑である。従来型の一般的な取締役会設置株式会社における機関構造と指名委員会等設置会社あるいは監査等委員会設置会社では機関構造がまったく異なるし、そこにおける各種の機関が行う業務執行内容も様々である。そして現代にいたるまで会社法制は幾多の改正を経てきており、各改正においてはそれを必要とする立法理由が存在した。大きく言えば株式会社における監査制度の充実を目指した試みの変遷であったといえるであろう。

そこで本稿では、会社法制の改正経緯について解説し、現状の法規制を理解するための参考教材にしたいと思う。

II 機関構造の歴史的変遷

1 昭和25年改正前の機関構造

明治32年の商法典制定以来、昭和25年の商法改正まで、株式会社は、株主総会・取締役・監査役の3種類の機関から成り立っていた。このように3つの機関に分かれ、権限が配分されていたのは、近代国家における三権分立の思想にならい、民主的かつ相互牽制的な機関構造の組織体を作ろうとしていたからである。そして、昭和25年改正まで、株主総会は、会社の最高かつ万能の機関として、法律上は、何でも決議できるという広範な決定権限を有していたが（株主総会中心主義）、実際には重大な事項を決定するにすぎなかった。

一方、当時は取締役会や代表取締役という法定の機関は存在せず、各取締役が各自会社代表権限と業務執行権限を有していた。この取締役における各自代表・各自執行という形態は、平成17年に現行会社法が制定されるまで存在した有限会社におけると同様である。もっとも、各取締役が勝手に行動することのないよう、会社が自治的に取締役会を設け、これを会社の意思決定機関とし、その中から代表取締役を選定し、

この者にのみ代表権限を行使させる体制をとることも法的には可能であり、実際上このような会社は多数存在していた。しかしこの場合の取締役会や代表取締役はあくまでも会社の任意機関にすぎなかった。

なお、当時の監査役には会計監査権限と業務監査権限が付与されていたが、財閥の頂点に立つような会社は別として、大半の監査役は、取締役の意向に追随するのみで、真摯な監査業務はなおざりにされていたのが実態である（監査役ならぬ閑散役）。

2 昭和25年改正から昭和49年改正までの機関構造

昭和25年の商法改正では、従来ドイツ法系に属していた商法典中に設けられていた株式会社法制に多くの重要なアメリカ法上の制度が導入された。たとえば、資本金調達の便宜のため授権資本制度が採用され、また株主の地位強化も図られた。そして運営機構が合理化され、従来の株主総会中心主義から取締役会中心主義へと転換された。さらに取締役会と代表取締役という法定機関も設置されるにいたった。株主総会の権限は法律上縮小され、原則的に法定事項に限定されるとともに、反面、新たに会社の意思決定機関として法定された取締役会には株主総会より広範な決定権限が委譲された。その結果、従来は各自代表・各自執行の会社機関として位置づけられていた各取締役は、単なる取締役会の構成員にすぎなくなり、彼らの中から代表取締役が選定されることになった。この代表取締役が法定の会社代表機関として、取締役会がなした意思決定に従い対内的あるいは対外的に業務執行をなすことになった。

一方、監査役の権限に関しては、取締役会が取締役の業務執行の監督にあたることになった結果、従来の業務監査権限は監査役から失われ、会計監査権限のみを保有し、これに専念することが求められることになった。

3 昭和49年改正から昭和56年改正までの機関構造

昭和25年改正によりそれまでの株式会社の機関構造が合理化されたとはいえ、現実にはなおもいくつかの問題点が残されていた。ひとつは監査役が依然として監査を十分に行っていないことであり、この問題は昭和40年の山陽特殊鋼の倒産に端を発する粉飾決算による企業の大倒産ブームによって顕在化した。もう一つの問題は、わが国の場合、株式会社の性質・規模のいかんを問わず、一種類の株式会社法制によってあらゆる株式会社が規制されていることであった。わが国では戦後の中小企業の法人成り現象が顕著であって、本来、会社法が予定するべき大勢の出資者からなる株式会社とは実態がかけ離れた中小の株式会社が極めて多く誕生するにいたった。そこで現実の株式会社の幅広い実態に法規制が適合するよう、株式会社の規制を分化することが必要であるとの認識が高まってきた。そこで、昭和49年の商法改正において、監査役の権限強化と地位の独立性の確保を志向した改正がなされるとともに、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が制定され、株式会社は、大・中・小の会

社に区分されるにいたった。

大会社は、資本金5億円以上の株式会社であり、監査役には会計監査権限と業務監査権限が付与された。そして決算監査に際しては、公認会計士または監査法人からなる会計監査人による会計監査も強制された。中会社は、資本金が5億円未満で1億円を超える株式会社とされ、監査役には大会社におけると同様、会計監査権限と業務監査権限が付与されていたが、会計監査人の監査は不要である。そして資本金1億円以下の会社は小会社とされ、監査役の権限は業務監査権限のみとなり、会計監査人の監査は不要とされた。

4 昭和56年改正

昭和56年改正では、資本金5億円以上の会社に加えて、負債総額200億円以上の会社も大会社に組み入れられるにいたった。大会社においては、監査役は2人以上でなければならず、その中から常勤監査役を互選しなければならなくなった。

5 平成5年改正

平成5年改正では、大会社の監査制度において大きな改正がなされた。監査役は3人以上でなければならず、そのうちの1人は、就任前5年間会社または子会社の取締役または支配人その他の使用人でなかった者でなければならなくなった。そして、監査役の職務上の独立性確保のため、在任する監査役全員によって構成される会社の必要の・常設的機関として監査役会が設けられた。

取締役は原則として取締役会決議を通じて職務を遂行するが、監査役は、監査役会制度新設後も、独任的性格を保持して個別の権限を有しており、監査役会決議といえどもこれを妨げることはできないものとされた。

6 平成14年改正

平成14年の改正商法は、当時の商法特例法上の大会社およびみなし大会社に対し、定款の定めにより「委員会等設置会社」となることを認めた。この会社においては、取締役会内部に、各々3人以上の取締役で構成されその過半数が社外取締役でなければならない指名委員会・監査委員会・報酬委員会の設置が強制されており、さらに1人または数人の執行役の設置も強制されていた。この会社は、基本的にはアメリカ型の業務執行体制を範とするものであったが、アメリカではどのような委員会を設けるかは会社の任意であるのに対し、わが国の場合は設置すべき委員会の種類が法定されているなど、規制内容には相違点が少なくない。

この新制度導入の趣旨は、委員会等設置会社においては、会社業務の執行とその監督を、別個の機関に行わせることにより、会社経営の効率性と健全性を一層高めようとするにであった。すなわち、業務執行機関は代表執行役と執行役であり、監督機関は取締役会であって、監査役は存在しない。なお、近年わが国で普及してきた執行

役員は、あくまでも代表取締役の指揮命令下におかれた会社使用人にすぎず、法定の制度ではなく、執行役とはまったく異なる。

7 平成17年会社法制定

平成17年に、会社を規律する単行法としての会社法が制定された（平成18年5月に施行）。これに伴って、平成17年改正前商法第2編は削除され、有限会社法と監査特例法は、実質的に会社法に吸収されて廃止された。会社法は、それまでの委員会等設置会社を「委員会設置会社」と呼称して基本的にこれを承継し、会社の規模にかかわらず、すべての株式会社において選択できるものとしている（会326条3項）。

8 平成26年改正会社法

平成26年改正会社法では、それまでの委員会設置会社が「指名委員会等設置会社」と改称されるとともに、新たに「監査等委員会設置会社」制度が創設されている。

監査等委員会設置会社は、取締役会の内部に、監査等委員会を置く株式会社であり、監査等委員会は、取締役である監査等委員3人以上で組織されており、その過半数は社外取締役でなければならない（会331条6項）。この会社は、指名委員会等設置会社から指名委員会と監査委員会を除いた形態をとっており、従来の監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の間形態として位置づけられる。監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社では、会計監査人の設置が強制される（会327条5項）。

III 株式会社の業務執行

1 取締役会非設置会社の場合

取締役は、株式会社の必須機関であるが（会326条1項）、平成17年の会社法施行前、取締役は取締役会の構成員にすぎず、取締役の中から代表取締役その他の業務執行取締役が選定されていて、取締役それ自体に会社代表権や業務執行権は備わっていなかった。これに対し、会社法下では、取締役会非設置会社の取締役は、定款で別段の定めがある場合を除き、会社の業務執行権を有しており（会348条1項）、他に代表取締役を定めていない限り会社代表権も有している（会349条1項）。もっとも、取締役会非設置会社においては、①定款の定め、②定款の定めに基づく取締役の互選、または③株主総会決議により、取締役の中から代表取締役を定めることができる（同3項）。なお、指名委員会等設置会社の取締役は、会社法または会社法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、会社の業務を執行することはできない（会415条）。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが、定款・株主総会決議により短縮することができる（会332条1項）。ただし非公開会社（監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会

社を除く)の場合は、定款により、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸張することができる(同2項)。なお、現在は、上場会社においても取締役の任期を原則1年としている場合が多い。

2 取締役会+監査役(会)設置会社(=監査役会設置会社)の場合

(1) 取締役会

1) 取締役会の権限

わが国では、取締役会と監査役(会)を設置している株式会社が、従来より一般的である。取締役会とは、取締役全員よりなる合議体であり(会362条1項)、これが設置されている株式会社の、①業務執行の決定、②取締役の職務の執行の監督、③代表取締役の選定・解職、を行う(同2項)。

業務執行とは、会社業務に関する対内的・対外的な諸般の事務を処理することをいうが、広義の業務執行には、業務執行の決定と業務の執行が含まれる。

取締役会は、以下の事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することはできない(一般的専属事項)。すなわち、①重要な財産の処分・譲受け、②多額の借財、③支配人その他の重要な使用人の選任・解任、④支店その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤募集社債に関する事項(会676条1号)・社債募集に関する重要事項、⑥会社・子会社および企業集団に関する内部統制の整備(内部統制システムの整備)、⑦役員等の会社に対する損害賠償責任の免除(会423条1項・426条1項)である。なお、大会社である取締役会においては、⑥の事項を決定しなければならない(会362条5項)。

なお、取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く)においては、特別取締役制度が定められている。これは、①取締役の数が6人以上であり、②取締役のうち1人以上が社外取締役である株式会社の場合には、取締役会においてあらかじめ3人以上の特別取締役を選定しておき、(i)重要な財産の処分・譲受け、および(ii)多額の借財に関しては、特別取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決議することを認める制度である(会373条1項)。

2) 業務監査

取締役会には取締役の職務の執行を監督する権限がある(会362条2項2号)。すなわち、取締役会は、代表取締役その他の業務執行取締役および各取締役が、法令・定款を遵守しつつ(適法性監査)、かつ妥当に(妥当性監査)、職務を執行しているか否かを監査する権限を有しており、これは義務でもある。この実効性をはかるため、代表取締役および業務執行取締役には、3カ月に1回以上、自己の職務の執行状況について取締役会への報告義務が規定されている(会363条2項)。

(2) 代表取締役

代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有しており（会349条4項）、この権限に加えた制限は、善意の第三者には対抗できない（同5項）。代表取締役が行う対外的業務執行を代表行為という（代表権の包括的・不可制限性）。会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に損害を加えた場合、損害賠償責任を負う（会350条）。

会社が取締役（取締役であった者を含む）に対し、または取締役が会社に対して訴えを提起する場合には、株主総会は当該訴訟につき会社を代表する者を定めることができる（会353条）。もっとも監査役設置会社の場合には、監査役が会社を代表する（会386条1項）。

(3) 表見代表取締役

社長・副社長その他会社を代表する権限を有するものと認むべき名称を付された取締役のなした行為については、たとえその者が会社代表権を有さない場合といえども、会社は善意の第三者に対してその責任を負わなければならない（会354条）。この実際には会社代表権を有していないにもかかわらず、これを有するものと認められる名称を付された取締役のことを表見代表取締役とよぶ。本条の立法趣旨は、外観主義（禁反言則あるいは権利外観理論）に求められ、この理論はあくまでも取引の安全を保護するためのものであるから、本条は、取引行為についてのみ適用され、不法行為あるいは訴訟行為には適用されない。

(4) 業務執行取締役

業務担当取締役とは、取締役会決議により会社の業務執行者として選任された取締役のことをいう。（会363条1項2号）。

代表取締役は、対外的には会社代表権を、対内的には業務執行権を有しているが、その広範な業務執行を円滑に執行するために、経理部門・営業部門・工場部門・人事部門等における業務に関し、その執行権限の一部を、特定の平取締役に委任して業務を担当させることがある。定款や取締役会決議で業務執行取締役を設けることができる旨の定めがあれば、業務執行取締役は会社法上の業務執行機関と解される。

業務執行取締役は、対外関係を伴わない対内的な業務執行を担当し、会長・副社長・専務・常務等の名称を付けられている。その権限は、取締役会決議またはこれに準じる取締役会規則（業務規則）で定められるのが通常であるが、代表取締役から授権されることもある。業務担当取締役は、この権限内で自ら決定し、その具体的な業務執行にあたる。

(5) 代表取締役権利義務者・仮代表取締役・一時代代表取締役

代表取締役が欠けた場合または定款所定の代表取締役の員数が欠けた場合には、

新たに選定された代表取締役が就任するまでの間、任期満了または辞任により退任した元代表取締役は代表取締役としての権利義務を有する（会351条1項）。これを代表取締役権利義務者という。

上記の場合、裁判所は必要と認めるとき、利害関係人の申立により、一時代表取締役の職務を行うべき者を選任することができる（同2項）。これを仮代表取締役・一時代表取締役という。

（6）取締役・代表取締役職務代行者

裁判所は、取締役の地位につき争いがあり、当事者の申立てがある場合には、債権者に生じる著しい損害または急迫の危険を避けるために必要と認めるときには、仮の地位を定める仮処分的一种として、当該取締役または代表取締役の職務の執行を停止し、もしくは、その職務を代行する者を選任することができる（会352条1項、民保56）。

この取締役・代表取締役職務代行者は、仮処分に別段の定めがある場合を除き、「会社の常務」に属しない行為をするときは、裁判所の許可をえなければならない（会同項）。

（7）監査役・監査役会

1) 監査役

（i）業務監査権限の取扱い

監査役は取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役と会計参与）の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない（会381条1項）。取締役の職務には、一般的な業務執行と計算書類の作成があるので、監査役には業務監査権限と会計監査権限とが備わっている。もっとも、非公開会社（監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く）においては、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる（会389条1項）。これは、中小企業においては業務監査と会計監査とを合わせて行なえる適切な人材が確保しにくいことを考慮しての措置である。

（ii）職務上の権限と義務

監査役にはその職務権限や義務として、①取締役の職務執行監査権（会381条1項）、②事業報告請求権（同2項）、③業務・財産状況調査権（同項）、④子会社調査権（同3項）、⑤取締役（会）報告義務（会382条）、⑥取締役会出席・意見陳述義務（会383条1項）、⑦取締役会招集（請求）権（会383条2項3項）、⑧株主総会における説明義務（会314条）、⑨株主総会に対する報告義務（会384条）、⑩違法行為差止請求権（会385条1項）、⑪会社・取締役間の訴訟等に関する会社代表権（会386条1項）、⑫監査費用請求権（会388条）、⑬取締役の責任の一部免

除に対する同意権（会425条3項・426条2項・427条3項）、⑭計算書類等の監査権限（会436条2項）等がある。

監査役は、株主が、会社に対し役員等に対する責任追及等の訴え（会847条1項）の提起を請求する場合に、この請求を受ける（会386条2項1号）。また、この場合の会社に対する訴訟告知（会849条4項）、および、裁判所が会社に対してなす和解の通知・催告（会850条2項）を、受ける（会386条2項2号）。

（iii）取締役の行為の差止め

取締役が、監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合で、当該行為によって会社に「著しい損害」が生ずるおそれがあるときは、監査役は、当該取締役に対する当該行為の差止請求権を有する（会385条1項）。裁判所が仮処分をもってこの取締役に差止命令を発するときは、当該取締役に担保提供請求権は認められない（同2項）。

（iv）監査役の業務監査権限と取締役会の業務監査権限

監査役が取締役に対する業務監査権限と取締役会の取締役に対する業務監査権限とはどう違うか。これは、監査役の監査はその監査対象たる取締役の業務執行全般を、適法性・違法性の見地から行えばたりるのか、これに加えて、適法の場合であってもさらに妥当性・不当性の見地からも行わなければならないのかという問題でもある。第1説（適法性説）は、監査役監査は適法性監査に限られると解する（通説）。この立場は、取締役会設置会社では、代表取締役や業務担当取締役の業務執行の妥当性については取締役会に監査させる建て前をとっており、監査役にも妥当性監査をさせると、経営の円満を害し、監査役に加重な負担を強いることになると解する。第2説（消極的妥当性説）は、積極的に妥当性を監査することは取締役会の任務であるが、一定事項が不当か否かを指摘する消極的かつ防止的な妥当性監査は、監査役の任務に属すると解する。その理由は、①会社法381条1項は適法性監査に限定しておらず、かといって、積極的な妥当性監査は取締役や取締役会の活動を不当に干渉することになる、また、②監査役には、取締役が株主総会に提出しようとする議案に「著しく不当な事項」があるときは、総会にその調査結果を報告する義務がある（会384条）からである。これに対し、第1説は「著しく不当」は「違法」の範疇に入り適法性監査の対象になると反論する。しかし、「違法」ではないが「著しく不当」な場合もあるという趣旨で明規されているといえよう。第3説（限定的妥当性説）は、取締役の職務執行の不当性が著しく高い場合、すなわち「誰がみても不当」と認めるような場合に限って、それを指摘することまでが監査役の職務と解する。業務執行の妥当性は微妙

な問題であり、経営にあたらぬ者が的確な判断を下すことは極めて難しく、それを敢えて行わせれば一貫した方針に基づく会社の経営はなりたがたいことを理由とする。第4説（妥当性説）は監査役は、妥当性一般にも及ぶと解するもので、①妥当性監査といっても取締役会と監査役とは目的・任務を異にし、重複しない、②監査役が単に不当と判断したにすぎない場合には、取締役は取締役会の判断に従って行動すればよいのであって会社経営の統一性は害されない、③平取締役も業務監査をなす以上、経営にあたらぬ監査役が業務監査をなすのも困難ではない、などを理由とする。しかし、ここで論じている監査役の特権とは同時に義務でもあり、監査役に妥当性一般に関する監査義務まで課するのは酷である。第2説を支持したい。

2) 監査役会

監査役会は、3人以上の監査役のすべてにより組織され、その半数以上は社外監査役でなければならない（会335条3項・390条1項）。監査役会の職務は、①監査報告の作成、②常勤の監査役の選定・解職、③監査の方針、監査役会設置会社の業務・財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項の決定、である（会390条2項）。

監査役会は各監査役が招集する（会391条）。招集に際しては、監査役は、監査役会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間）前までに、各監査役に対して通知を発しなければならない（会392条1項）。なお、監査役全員同意があるときは、招集手続をへることなく開催できる（同2項）。

監査役会の決議は監査役の過半数でなされ（会393条1項）、議事録が作成される（同2項）。会社は、監査役会の日から10年間、議事録を本店に備え置かなければならない（会394条1項）。この議事録に対しては、会社の株主、会社の債権者、および親会社の社員が、その権利を行使するため必要があるときには、それぞれ、裁判所の許可をえて、閲覧・謄写を請求することができる（同2項3項）。

(8) 会計監査人

1) 会計監査人の設置

会計監査人は、公認会計士または監査法人（公認会計士の業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士法の定めに従い、公認会計士が共同して設立した法人）でなければならない（会337条1項）、会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない（同2項）。

大会社（会2条6号）は、非公開会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社を除き、監査役会と会計監査人を置かなければならず（会328条1項）、非公

開会社である大会社は、会計監査人を置かなければならない（同2項）。監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社においては監査役を置いてはならず、かわりに会計監査人を置かなければならない（会327条4項5項）。

2) 会計監査人の職務と権限

会計監査人は、会計の職業的専門家として、株式会社の計算書類・その附属明細書・臨時計算書類・連結計算書類を監査しなければならない、法務省令の定め（会社則110条）に従い、会計監査報告を作成しなければならない（会396条1項）。

会計監査人は、期中・期末を通じて、試査・照合・実査・立会い・確認・質問・勘定分析等の手法を用いて、監査業務にあたる。会計監査人は、充実した監査の実現のため、①会計帳簿等の閲覧・謄写権（会396条2項）、②取締役・執行役・会計参与・支配人その他の使用人に対する会計報告請求権（同2項6項）、③子会社に対する会計報告請求権および当該会社・その子会社の業務財産状況調査権（同3項）を有している。

3 指名委員会等設置会社

(1) 総説

会社法は、従来の委員会等設置会社を「委員会設置会社」と呼称して、基本的にこれを承継していたが、平成26年の改正で「指名委員会等設置会社」と改称し、すべての株式会社において選択できるものとした。

(2) 取締役会と取締役

1) 取締役の権限と職務

指名委員会等設置会社の取締役は、原則として会社の業務を執行することはできない（会415条）。取締役は、取締役会の構成員としての、また委員会の委員に選任されている場合には委員会構成員としての職務を負うが、業務執行取締役として業務を執行することはできない。ただし、執行役と兼務することは可能である。

2) 取締役会の権限

(i) 職務権限

指名委員会等設置会社における取締役会の職務は、i) 以下の事項その他会社の業務執行の決定（会416条1項1号）とii) 執行役等の職務の執行の監督である（同2号）。

i) としては、①経営の基本方針、②監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令（会社則112条1項）で定める事項、③執行役が2人以上ある場合における執行役の職務の分掌および指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項（会416条1項1号ハ）、④執行役からの取締役会の招集請求（会417条2項）を受ける取締役（会416条1項1号ニ）、⑤執行役の職務の執行が法

令・定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務ならびに当該会社・その子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社則112条2項）で定める体制（内部統制システム）の整備（会416条1項1号ホ）、である。取締役会は、①～⑤を決定しなければならず（会416条2項）、これらの職務の執行を取締役に委任することはできない（同3項）。

(ii) 取締役会の専決事項

取締役会は、その決議により、会社の業務執行の決定を執行役に委任できるが、以下の決定は委任できない（同4項1号～24号）。すなわち、①譲渡制限株式の譲渡（会136条・137条1項）の承認の決定および指定買取人の指定（会140条4項）、②株式取得に関する事項の決定（会165条3項・156条1項）、③譲渡制限新株予約権の譲渡の承認（会262条・263条1項）の決定、④株主総会の招集事項の決定（会298条1項）、⑤株主総会に提出する議案（取締役・会計参与・会計監査人の選任・解任ならびに会計監査人を再任しないことに関するものを除く）の内容の決定、⑥業務の執行の社外取締役への委託（会348条の2第2項）、⑦取締役・執行役がなそうとする競業取引・利益相反取引（会365条1項・356条1項・419条2項）の承認、⑧取締役会を招集する取締役（会366条1項ただし書）の決定、⑨委員の選定（会400条2項）・解職（会401条1項）、⑩執行役の選任（会402条2項）・解任（会403条1項）、⑪会社と執行役・取締役との間の訴訟における会社代表者の決定（会408条1項1号）、⑫代表執行役の選定（会420条1項前段）・解職（同2項）、⑬役員等の会社に対する損害賠償責任の免除（会426条1項・423条1項）、⑭補償契約の内容の決定、⑮役員等賠償責任保険契約の内容の決定、⑯計算書類・事業報告・附属明細書（会436条3項）・臨時計算書類（会441条3項）・連結計算書類（会444条5項）の承認、⑰中間配当に関する事項（会454条5項・1項）の決定、⑱事業譲渡等（会467条1項）の契約の内容の決定、⑲合併契約の内容の決定、⑳吸収分割契約の内容の決定、㉑新設分割計画の内容の決定、㉒株式交換契約の内容の決定、㉓株式移転計画の内容の決定、㉔株式交付計画の内容の決定、である。ただし、⑱～㉔の決定に関しては、当該指名委員会等設置会社の株主総会決議による承認を要しないものは除かれる。

(iii) 取締役会の運営

指名委員会等設置会社の取締役会は、招集権者が定められていても、指名委員会等がその委員の中から選定する者において招集することができる（会417条1項）。

執行役は、取締役会の招集請求を受ける取締役（会416条1項1号ニ）に対し、

取締役会の目的である事項（＝議題）を示して、取締役会の招集を請求できる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられないときは、当該執行役は、取締役会を招集することができる（会417条2項）。

指名委員会等がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該指名委員会等の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない（同3項）。

執行役は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない（同4項）。

（3）三委員会

1) 委員の選定等と解職等

（i）選定等

指名委員会等設置会社は、指名委員会・監査委員会・報酬委員会を置く会社をいい（会2条12号）、各委員会は、委員3人以上で組織される（会400条1項）。各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会決議により選定され（同2項）、各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならない（同3項）。

監査委員会の委員（監査委員）は、指名委員会等設置会社もしくはその子会社の執行役・業務執行取締役または子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）・支配人その他の使用人を兼ねることができない（同4項）。

（ii）解職等

各委員会の委員は、いつでも、取締役会の決議により解職することができる（会401条1項）。各委員会の委員の員数（定款で4人以上の員数を定めたときは、その員数）が欠けた場合には、任期満了または辞任により退任した委員は、新たに選定された委員（一時委員の職務を行うべき者を含む）が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する（留任義務）（同2項）。この場合、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時委員の職務を行うべき者（一時委員・仮委員）を選任することができる（同3項）。裁判所は、この選任をした場合、会社がその者に支払う報酬の額を定めることができる（同4項）。

2) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役（会計参与設置会社にあつては取締役・会計参与）の選任・解任に関する議案の内容を決定する（会404条1項）。

3) 監査委員会

監査委員会の職務は、①執行役・取締役（会計参与設置会社にあつては執行役・

取締役・会計参与）（＝執行役等）の職務の執行の監査および監査報告の作成、および、②株主総会に提出する会計監査人の選任・解任ならびに再任しないことに関する議案の内容の決定、である（同2項）。

（i）監査役と監査委員の監査方法・範囲の違い

監査委員会による執行役等に対する監査の方法は、監査役設置会社における監査役の監査手法とは異なる。監査役の場合は、自ら直接的に会社の業務・財産を調査するのが常態であるが、監査委員会の場合は、取締役会が設ける内部監査・統制部門を通じての監査となる。監査役は独任制に基づく監査・調査権限を有しているが（会381条）、監査委員会の場合には、監査委員会が選定した監査委員が各種の権限を有し（会405条1項）、監査委員は監査委員会の報告徴収・調査に関する決議に従わなければならない（同4項）。

監査の範囲に関しては、監査役の場合は業務執行の適法性に限られると解するのが通説であるが、監査委員会が行う監査は、この適法性のみならず妥当性にまで及ぶと解するのが通説である。監査委員は、取締役として取締役会に出席する立場にあるからである。

（ii）監査委員の権限と義務

監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役等・支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または会社の業務および財産の状況の調査をすることができる（会405条1項）。この監査委員には、子会社に対する事業報告請求権・業務財産状況調査権（同2項）がある。また、監査委員は、執行役または取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、または、これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役または取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（会407条1項）。

（iii）会社と取締役・執行役との間の訴訟

指名委員会等設置会社が執行役（執行役であった者を含む）もしくは取締役（取締役であった者を含む）に対し、または、執行役・取締役が会社に対して訴えを提起する場合には、以下の者が会社を代表する（会408条1項1号2号）。

- ① 監査委員が当該訴訟の当事者である場合には、取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて会社を代表する者を定めた場合には、その者）、
- ② ①以外の場合には、監査委員会が選定する監査委員。

執行役や取締役が会社に対して訴えを提起する場合、監査委員（当該訴えを提起する者であるものを除く）に対してなされた訴状の送達は、当該会社に対して効力を有する（同2項）。

4) 報酬委員会

報酬委員会は、執行役等（＝取締役・執行役・会計参与、会404条2項1号）の個人別の報酬等の内容を決定する（同3項）。執行役が会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても決定する（同項）。報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない（会409条1項）、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、この方針に従わなければならない（同2項）。

（4）指名委員会等の運営

1) 招集

指名委員会等は、当該委員会の各委員が招集し（会410条）、委員は、委員会の日の1週間（これを下回る期間を取締役会で定めた場合には、その期間）前までに、各委員に対して招集通知を発しなければならない（会411条1項）。指名委員会等は、委員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催できる（同2項）。

2) 決議

指名委員会等の決議は、議決に加わることのできる委員の過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合には、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合には、その割合以上）をもって行う（会412条1項）。この決議に特別の利害関係を有する委員は、この議決に加わることができない（同2項）。

3) 議事録

指名委員会等の議事については、議事録を作成しなければならない。これが書面で作成されているときは、出席委員がこれに署名または記名押印しなければならない（同3項）、議事録が電磁的記録で作成されているときは、法務省令で定める署名・記名押印にかわる措置（電子署名、会社則225条1項9号）がとられなければならない（会412条4項）。

指名委員会等の決議に参加した委員であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（会412条5項）。

会社は、指名委員会等の日から10年間、議事録を本店に備え置かなければならない（会413条1項）。取締役は、議事録に対し、閲覧・謄写請求権を有する（同2項）。株主も、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可をえて、議事録に対し閲覧・謄写請求権を有する（同3項）。会社の債権者が、委員の責任を追及するために必要があるとき、および、親会社の社員がその権利を行使するために必要があるときにも、同様である（同4項）。

4) 報告の省略

執行役・取締役・会計参与または会計監査人が、委員の全員に対して、指名委員会等に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を指名委員会等へ報告することを要しない(会414条)。

(5) 執行役

1) 執行役の選任・任期・解任

指名委員会等設置会社には、1人または2人以上の執行役を置かなければならない(会402条1項)。執行役は、取締役会の決議によって選任する(同2項)。指名委員会等設置会社と執行役との関係は委任に関する規定に従う(同3項)。取締役の資格等を定める会社法331条1項は執行役に準用される(同4項)。株式会社は、執行役が株主でなければならぬ旨を定款で定めることができない。ただし、非公開会社である指名委員会等設置会社についてはこの限りでない(同5項)。執行役は、取締役を兼ねることができる(同6項)。

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであるが、定款で、この任期を短縮することができる(同7項)。会社が指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、執行役の任期は、この変更の効力が生じたときに満了する(同8項)。

執行役は、いつでも、取締役会決議により解任できる(会403条1項)。解任された執行役は、その解任につき正当な理由がある場合を除き、会社に対して、解任によって生じた損害の賠償を請求できる(同2項)。仮委員に関する会社法401条2項～4項は、執行役に準用される(一時執行役・仮執行役)(同3項)。

2) 執行役の権限と義務

執行役の職務権限は、①取締役会の決議により委任された会社の業務の執行を決定し(会416条4項)、②会社の業務を執行することである(会418条1号2号)。

執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない(会419条1項)。執行役は会社に対して忠実義務を負う(会419条2項・355条)。

執行役は、以下の場合、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない(会419条2項・356条・365条2項)。すなわち、①執行役が、自己または第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき、②執行役が、自己または第三者のために会社と取引をしようとするとき、③会社が執行役の債務を保証すること、その他、執行役以外の者との間において会社と当該執行役との利益が相反する取引をしようとするとき、である。執行役は、

①②③の各取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない（会419条2項・365条2項）

3) 執行役と会社の決算・配当

会計監査人を設置する指名委員会等設置会社においては、計算書類（貸借対照表・損益計算書その他法務省令所定のもの）と事業報告書およびこれらの付属明細書は監査委員会の監査を受け（会436条2項1号2号）、取締役会の承認を受けなければならない（同3項）。

4) 代表執行役・表見代表執行役

取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならないが、執行役が1人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとされる（会420条1項）。代表執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる（同2項）。

代表執行役は、会社の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為をする権限を有し、この権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない（同3項・会349条4項5項）。

会社は、代表執行役以外の執行役に社長・副社長その他会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該執行役（表見代表執行役）が行った行為について、善意の第三者に対してその責任を負う（会421条）。

5) (代表) 執行役代行者と仮(代表) 執行役

仮処分命令により選任された執行役代行者・代表執行役代行者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない（会420条3項・352条1項）。これらの代行者が、この定めに違反してなした行為は無効であるが、会社は、このことを善意の第三者に対して対抗できない（会420条3項・352条2項）。執行役・代表執行役には、取締役・代表取締役におけると同様、留任義務がある（会420条3項・401条2項）。仮執行役・仮代表執行役を選任する制度もある（会420条3項・401条3項4項）。

6) 株主による執行役の行為の差止め

6カ月（これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、執行役が委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、この行為をやめることを請求することができる（会422条1項）。なお、非公開会社である指名委員会等設置会社の場合には、上記の株式保有期間の制限はなく、株主であればだちに請求できる（同2項）。

4 監査等委員会設置会社

(1) 総説

監査等委員会設置会社となるためには、その旨を定款で定めなければならない(会326条2項)。監査等委員会設置会社には取締役会・会計監査人そして監査等委員会を置かなければならないが、監査役を置くことはできない(会327条4項)。

(2) 監査等委員

監査等委員である取締役は、経営陣からの独立性を確保するため、株主総会においては、それ以外の取締役と区別して選任され(会329条2項)、その解任には、株主総会の特別決議が必要である(会344条の2第3項、309条2項7号)。また、監査等委員以外の取締役の任期は、1年が基準であるのに対し(会332条3項)、監査等委員である取締役の任期は2年が基準になっており、短縮することはできない(会332条4項)。監査等委員には、株主総会における監査等委員である取締役の選任・解任・辞任についての意見陳述権(会342条の2第1項)がある。監査等委員になる取締役は3人以上で、その過半数は社外取締役でなければならない(会331条6項)。

監査等委員会が選定する監査等委員には、取締役(会計参与設置会社にあつては取締役・会計参与)・支配人その他の使用人に対するその職務執行に関する報告請求権や会社の業務・財産状況調査権がある(会399条の3第1項)。また監査等委員会の職務執行上必要があるときは、子会社に対する事業報告請求権や子会社の業務・財産状況調査権がある(同2項)。

監査等委員は、①取締役の不正行為やそれがなされるおそれがあるとき、また、法令・定款違反事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときには、遅滞なく、取締役会へ報告する義務があり(会399条の4)、②取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令が定めるものにつき法令・定款違反あるいは著しく不当な事項があると認めるときには、株主総会へ報告する義務がある(会399条の5)。また、③取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反行為をなし、またはこれらの行為をするおそれがある場合で、これにより会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対する差止請求権を有する(会399条の6)。

(3) 監査等委員会

全ての監査等委員は、取締役でなければならず(会399条の2第2項)、監査等委員会を組織する(同1項)。監査等委員会の職務は、①取締役(会計参与設置会社にあつては取締役・会計参与)の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること(会399条の2第3項1号)、②株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任

しないことに関する議案の内容を決定すること（同2号）、監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任およびその報酬に関し、株主総会において述べる監査等委員会の意見を決定すること（同3号）、である。監査等委員会は、取締役に對して、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすることやこの選任に関する議案を株主総会に提出することを請求できる（会344条の2第2項）。その他、報酬規制（会361条3項5項）等、その地位の独立性を確保するための措置がとられている。

監査等委員会は、取締役の利益相反取引（会356条1項2号3号）の承認をすることができる（会423条4項）。

（4）監査等委員会設置会社の取締役会の職務・権限

監査等委員会設置会社の取締役会は、一般の取締役会設置会社の取締役会におけると同様（会362条2項）、（i）会社の業務執行の決定、（ii）取締役の職務の執行の監督、（iii）代表取締役の選定・解職を行う（会399条の13第1項）。（i）として、会社法は、①経営の基本方針、②監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令（会社則110条の4第1項）で定める事項、③取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該会社・その子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（同2項）で定める体制の整備、を例示している。

さらに、取締役会には、一般的な専属的決定権限として、①重要な財産の処分・譲受け、②多額の借財、③支配人その他の重要な使用人の選任・解任、④支店その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤募集社債に関する事項等（会676条1号）、⑥取締役の対会社責任の免除（会426条1項・423条1項）、があり（会399条の13第4項）、さらに各種の個別的な専属決定権限がある。

監査等委員会設置会社は、取締役会の決議により重要な業務執行（法定の個別的な専属決定事項（会399条の13第5項各号）を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる（同6項）。

（5）監査等委員以外の取締役

監査等委員以外の取締役の任期は1年（厳密には、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまで）である（会332条1項3項）。定款または株主総会でこれより短縮することはできるが（同1項但書）、延長はできない（同2項）。株主による直接の監督を受ける機会を頻繁にすることが適切だからである。

5 会計参与

(1) 会計参与の意義と設置

会計参与とは、会社法の施行にともない、わが国で初めて導入された株式会社の機関であり、取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）と共同して、計算書類・その附属明細書・臨時計算書類・連結計算書類・会計参与報告を作成することを職務とする（会374条1項・6項）。株式会社は、規模・公開・非公開を問わず、定款の定めにより任意に会計参与を設置することができる（会326条2項）。会計監査人・監査役・会計参与の併存は可能である。公開会社でない取締役会設置会社の場合、会計参与を置かならば監査役を置かなくてもよい（会327条2項）。

(2) 会計参与の資格・選任・任期・報酬等

会計参与は、公認会計士・監査法人・税理士もしくは税理士法人でなければならない（会333条1項）。会計参与は、会社の役員として、株主総会の通常決議で選任される（会329条1項）。

会計参与の任期は、選任後2年（監査等委員会設置会社の場合は1年）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが、定款または株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない（会334条1項・332条1項3項）。

会計参与の報酬等（報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益、会361条1項かつこ書）は、定款にその額を定めていないときは、株主総会決議で定める（会379条1項）。会計参与（会計参与が監査法人・税理士法人である場合には、その職務を行うべき社員）は、株主総会において、会計参与の報酬等について意見を述べる（同3項）。

なお、指名委員会等設置会社の場合は報酬委員会で会計参与の報酬等の内容を決定する（会404条3項）。

(3) 職務権限

会計参与は、取締役（指名委員会等設置会社の場合は執行役）と共同して、計算書類・その附属明細書・臨時計算書類・連結計算書類を作成する。そして法務省令の定めるところにより（会社則102条）、会計参与報告を作成しなければならない（会374条1項6項）。

会計参与は、いつでも、会計帳簿またはこれに関する資料（電磁的記録に記載されている場合には記録された事項）に対する閲覧・謄写請求権を有し、かつ取締役・支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる（同2項）。

(4) その他の権利と義務

会計参与は、その職務を行うに際して、取締役あるいは執行役の職務の執行に関し不正行為または法令・定款違反の重大な事実があることを発見した場合には、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社の場合は監査役、監査役会設置会社の場合は監査役会、監査等委員会設置会社の場合は監査等委員会、指名委員会等設置会社の場合は監査委員会）にこれを報告する義務がある（会375条）。

取締役会設置会社の会計参与（会計参与が監査法人・税理士法人である場合には、その職務を行うべき社員）は、①計算書類・事業報告・これらの附属明細書（会436条3項）、②臨時計算書類（会441条3項）、③監査役・監査等委員会・監査委員会・会計監査人が監査した連結計算書類（会444条5項）、を承認する取締役会に出席しなければならないが、この場合、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（会376条1項）。

これらの書類の作成に関し、会計参与が取締役（指名委員会等設置会社の場合は執行役）と意見を異にするときは、会計参与（会計参与が監査法人・税理士法人である場合には、その職務を行うべき社員）は、株主総会において意見を述べることができる（会377条）。

会計参与は、株主総会において、株主から特定の事項につき説明を求められた場合には、当該事項につき必要な説明をしなければならない（会314条）。

(5) 計算書類の備置・開示義務

会計参与は、以下のものを、所定期間、当該会計参与が定めた場所に備え置かなければならない（会378条1項1号2号）。

- ① 各事業年度に係る計算書類・その附属明細書・会計参与報告は、定時総会の日の1週間（取締役会設置会社の場合は2週間）前の日（総会決議の省略（会319条1項）の場合には、議題提案があった日）から5年間、
- ② 臨時計算書類・会計参与報告は、臨時計算書類を作成した日から5年間。

会計参与設置会社の株主および会社債権者は、会社の営業時間内は、いつでも、会計参与に対し、これらの閲覧および謄本・抄本の交付を請求することができる（会378条2項）。

(6) 会計参与の責任

会計参与は、他の会社役員におけると同様、会社に対する任務懈怠責任（会423条1項）と第三者に対する損害賠償責任がある（会429条1項）。また会計参与には株主代表訴訟（会847条）、責任の一部免除（会425条・426条）、責任限定契約の締結（会427条）、他の役員等との連帯責任（会430条）の制度が適用される。

6 各種の肩書

(1) 総説

株式会社には、役員から従業員にいたるまでいろいろな役職・地位があり、それに応じて各種の肩書があふれている。それらの上下関係は判然とせず、各社における役職の序列や権限内容は必ずしも同一ではない。

(2) 代表取締役と取締役

「社長」「専務」等の名称は、本来、法律上の名称ではない。取締役について会社法が規定している法律上の名称は、「代表取締役」と「取締役」のみである。「代表取締役」とは、会社の代表者として各種の業務執行をなす取締役であり、「取締役」とは、取締役会設置会社の場合には、その構成員たる取締役をいい、原則として業務執行権はない。

(3) 社長・専務・常務

代表取締役が会社の業務をすべて執行するのは容易ではなく、会社によっては、代表取締役の指揮・命令に従って各種の業務を分担・執行する業務執行取締役を設けるものも少なくない。この場合、業務執行の最高統括責任者を「社長」、ついで「副社長」、「専務」、「常務」という名称を付するのが、明治以来、わが国の一般的慣行である。「社長」にかわって各社の意思決定を事実上行い、業務を担当する取締役に「専務」という肩書を付し、「社長」や「専務」を常に補佐して業務執行する取締役に「常務」という肩書を付する慣行が今日にまで及んでおり、一般的に「専務」の方が「常務」より上位である。ほとんどの場合、「社長」は代表取締役であり、会社法上、代表取締役は複数いてもかまわないので、「副社長」や「専務」も代表取締役である場合もあれば、そうでない場合もある。「頭取」という名称は、銀行においてのみ残っており、「代表取締役・社長・頭取、日本太郎」といった名称が君臨している。

(4) 執行役・執行役員

指名委員会等設置会社には代表取締役は存在せず、業務執行は取締役会が選定する「執行役」によって行われる。「執行役」は会社の機関であり、その中心となる者が「代表執行役」である。代表執行役が社長とよばれ、他の執行役には、専務あるいは常務の肩書が付されている。指名委員会等設置会社の取締役会の中心となる者は、取締役会議長という意味合いで「取締役会長」ともいわれる。従来からある監査役(会)設置会社にも「会長」とよばれる者がいる場合があるが、こちらは社長を退任して会長に就任した者をいう。会長には、代表取締役として居続ける者と、代表取締役を退き会社の象徴的存在となっている者の場合がある。

執行役に似て非なる名称に「執行役員」がある。「執行役員」それ自体は取締役

とは別物であり、上級の商業使用人・従業員に相当する。それでは商法・会社法上の支配人は一つの事業所に属する商業使用人のトップであるのに対し、「執行役員」は、会社が行う一つの事業に属する商業使用人のトップといったところである。会社は一つの事業を本店や複数の支店で横断的に実行する場合があるが、「執行役員」はその事業のトップである場合が多い。

「執行役」が指名委員会等設置会社における業務執行機関であるのに対し、「執行役員」は指名委員会等設置会社にかぎらず、その他の形態の株式会社および相互会社においても広く認められている地位であり、法律的には、会社と雇用関係あるいは委任関係にあり、その権限内容は各社において異なる。

(5) CEO、CFO、COO…

近時、日本では、CEO、CFO、COO等の役職名も見られるが、これはアメリカの株式会社の業務執行上の役職名にならうものである。一口に株式会社といってもその機関構造は国によって異なる。監査役というわが国の内部機関は外国の株式会社にはない。アメリカの株式会社の機関構造は株主総会と取締役会があるところまではわが国と同じであり、取締役会の中に各種の委員会があることもわが国の指名委員会等設置会社と外形的に似ている。しかし、わが国の場合、指名委員会等設置会社には指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3つが法定されているのに対し、アメリカの場合取締役会の中にどのような委員会を設けるかは任意である。また、アメリカの株式会社の業務執行は、取締役とは別の、会社と雇用関係にある各種の役員（officer）によって執行される。この役員の役職名は、特に法定されてはおらず、従来は、**president**（社長）、**vice-president**（副社長）、秘書役（**secretary**）、会計役（**treasury**）という呼び名が一般的であった。近時は、CEO、CFO、COO等が一般化しており、日本企業においてもこれらの名称を使用しているものが増えてきた。外国人株主や外国人経営者にとってもこれらの名称の方がわかりやすいからである。

アメリカでは、CEO（Chief Executive Officer、最高経営責任者）、Co-CEO（共同最高責任者）、CFO（Chief Financial Officer、最高財務責任者）、COO（Chief Operations Officer、最高執行責任者）、CTO（Chief Technical Officer、最高技術責任者）、CIO（Chief Information Officer、最高情報責任者）、CLO（Chief Legal Officer、最高法務責任者）、CSO（Chief Security Officer、最高セキュリティ責任者）等があり、日本でも適宜、これらの名称が借用されている。英国の場合、代表取締役は**Managing Director**とよばれている。

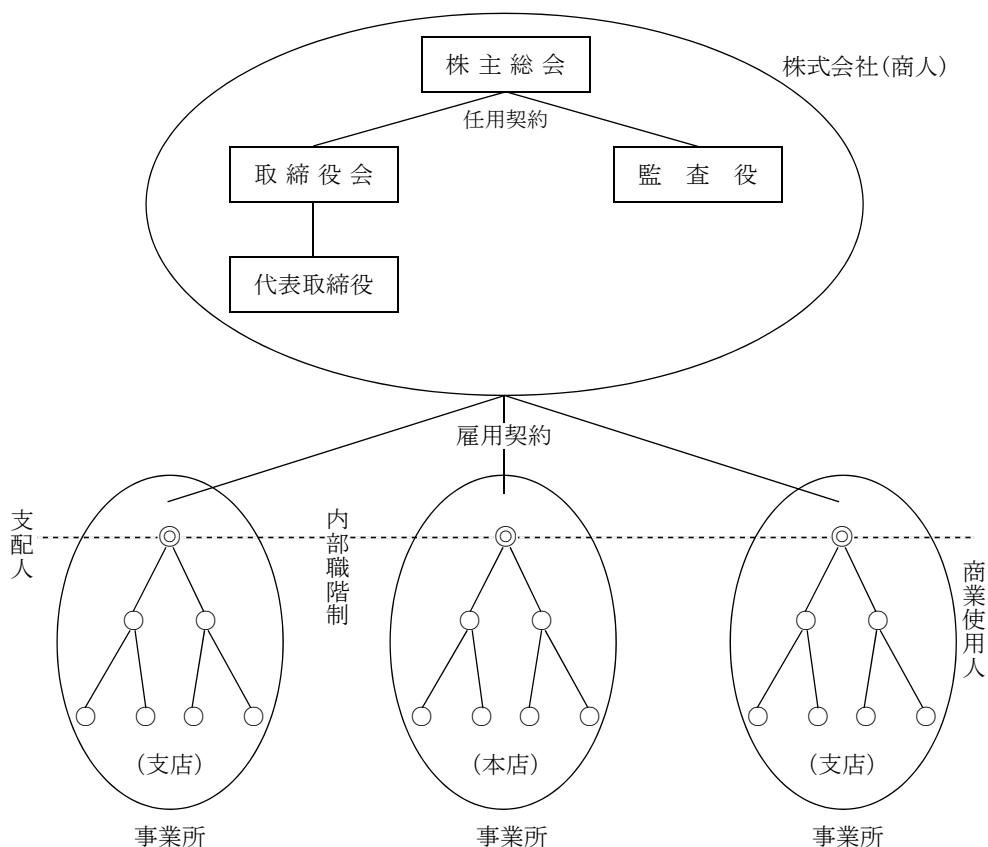
(6) 商業使用人の肩書

本店・支店の商業使用人のトップの名称は、商法・会社法上は「支配人」である。この「支配人」の下に続く使用人の法律上の名称は、明治32年の商法制定から平成

17年までの会社法制定までは、「番頭」・「手代」であった。平成17年の会社法制定では部長・課長がこれに換わるものと予想されていたが、結局、部長・課長は法律上の役職名にはならなかった。会社法は「他の使用人」としているが、これは、現代では、部長・課長のほか、アドバイザー、コーディネータ等、いろいろな肩書きが使用されていて、いちがいに部長・課長の肩書に収斂しえないからである。

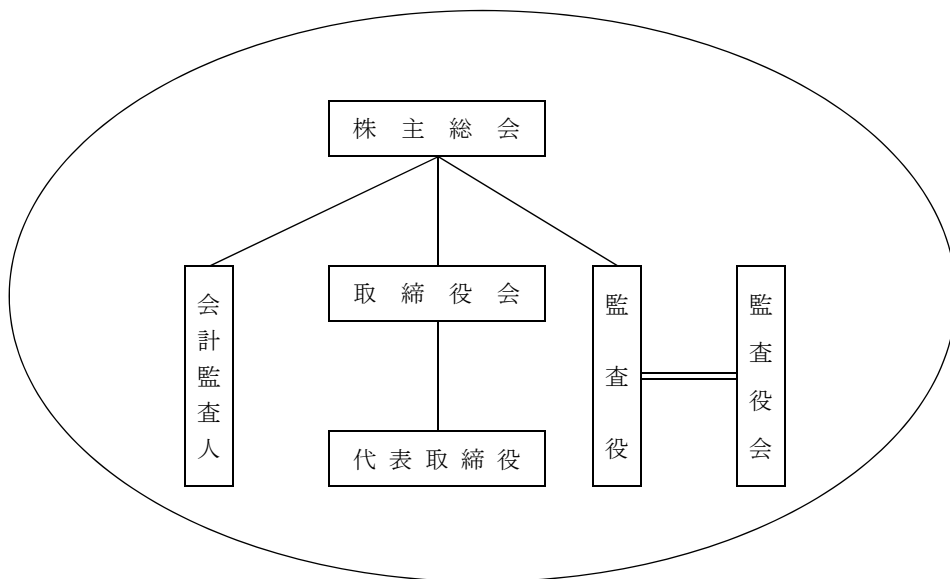
顧問・相談役という名称は、社長・会長を経験した人たちに名誉的に与えられる名称であって、一般に取締役の資格を伴っていない。しかし、現実には、報酬その他の面で優遇されていて、かつての部下である現社長らの経営に対し何らかの影響を及ぼしている場合がある。彼らの事実上の指図に従って社長らが経営活動を継続し、その結果として会社に損害が生じても、彼らは法的には取締役としての責任を負わない。企業不祥事の真の原因が、実は彼らからの指示にあったと疑われる場合もあるため、近時、大企業ではこれらの役職を廃止する動きも出ている。

標準的な株式会社の法的組織図

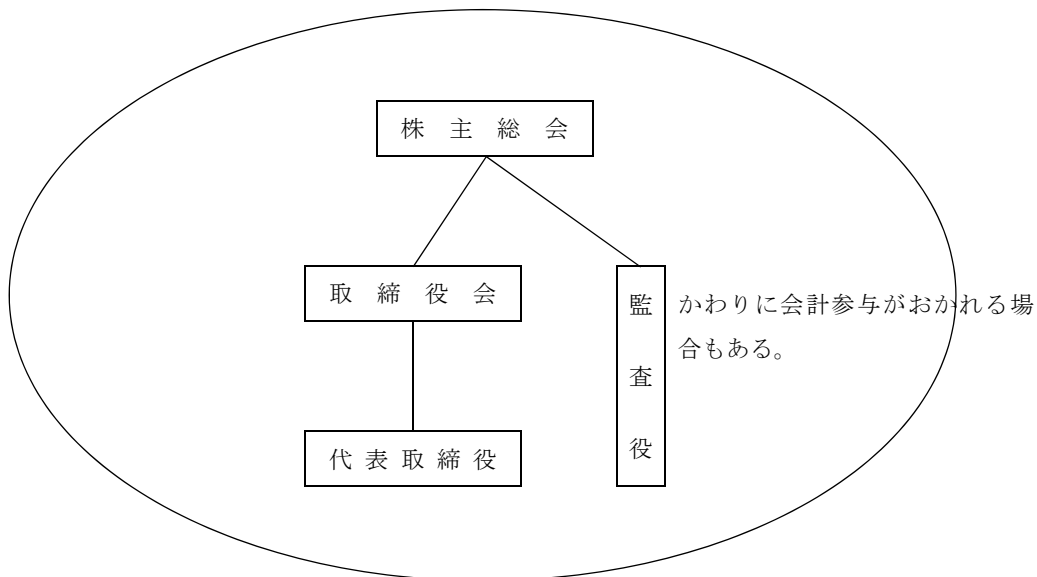


日常会話で「会社」といえば一般に従業員も含まれて理解されているが、法的に言えば、会社と従業員は別個の法的主体である。従業員（法律上は「商業使用人」と会社（法律上は「商人」とは雇用関係にあり、従業員はあくまでも会社にとっては法的には外部者となるが、役員等（＝取締役・監査役・会計参与・執行役・会計監査人）と会社とは委任関係にあり、役員等は会社の内部者とされる。

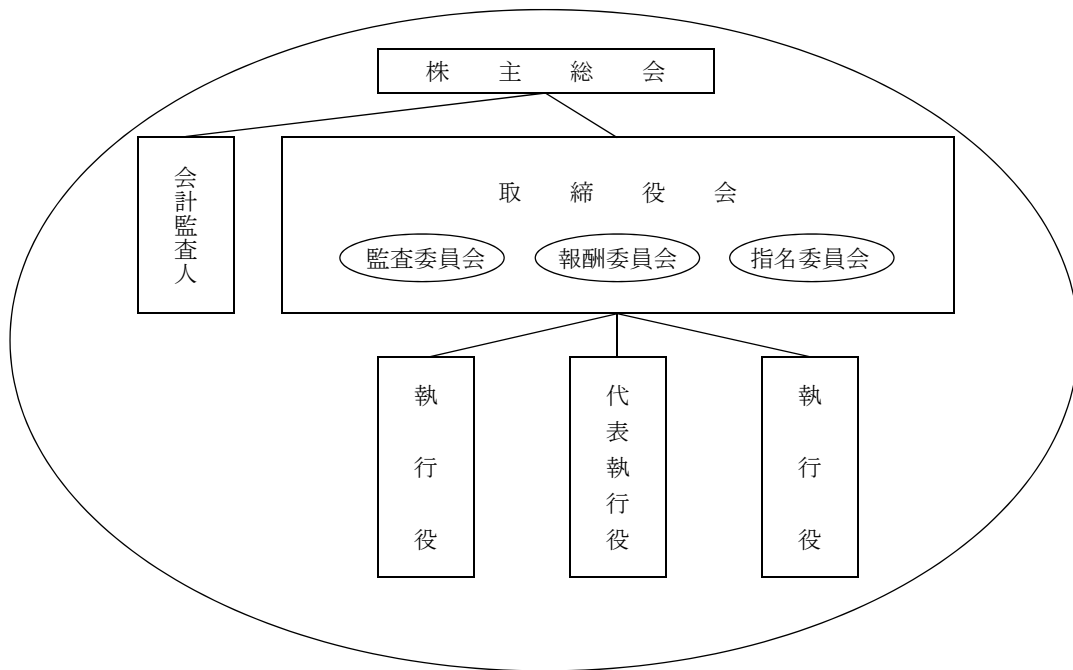
公開会社の機関構造の一類型



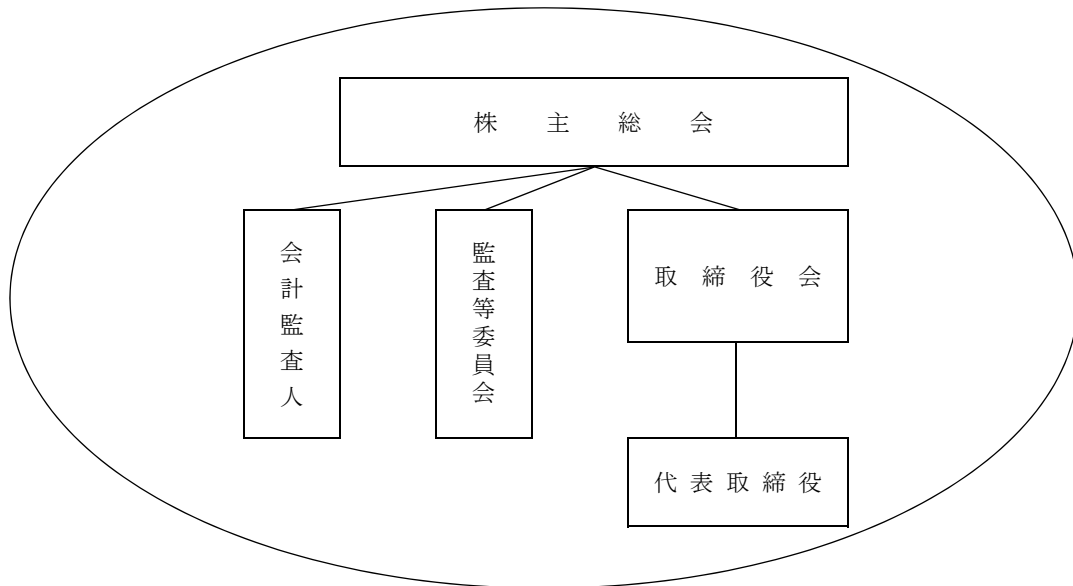
非公開会社の機関構造の一類型



指名委員会等設置会社の機関構造



監査等委員会設置会社の機関構造



(いしやま たくま・大原大学院大学 会計研究科教授)